

# 公 告

分任契約担当官  
自衛隊埼玉地方協力副本部長  
北 村 耕



下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名等

件 名	規 格	単 位	数 量	備 考
浦和地方合同庁舎で使用する電気	仕様書のとおり	式	1	予定使用量 211,900kwh

(2) 履行場所：浦和地方合同庁舎（埼玉県さいたま市浦和区常盤4-11-15）

(3) 履行期間：平成31年4月1日 00:00 ～ 平成32年3月31日 24:00

ただし、元号を改める政令が公布された場合は、その新元号による。

## 2 入札参加資格

(1) 平成31.32.33年度の全省庁統一資格において「物品の販売」でD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

全省庁統一資格を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。

(3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者（協力者を含む）。

(4) 暴力団対策法により指定された団体又はその関係者でない者。

(5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合にはこの限りでない。

(8) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届け出を行っている者であること。ただし、平成31年4月1日に電気事業法第2条の2に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

(9) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し入札適合条件を満たし、「適合証明書」等の書類を入札時に提出すること。

## 3 契約条項を示す場所

浦和地方合同庁舎3階（自衛隊埼玉地方協力本部）

## 4 入札説明会

実施しない。ただし入札説明書を事前に交付するので、入札参加希望者は自衛隊埼玉地方協力本部総務課総務班へ問い合わせること。

## 5 入札を執行する場所及び日時

- (1) 日 時：平成31年2月27日（火） 14時30分
- (2) 場 所：自衛隊埼玉地方協力本部3階会議室

## 6 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力料に対する単価（電力量料金単価「季節・時間帯等区分による複数単価可能」）を記載（少数第2位まで）し、仕様書に提示する予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を記載すること。
- (2) 入札価格の算定にあたり、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電機への調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (3) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100分の108に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 落札決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

## 8 契約書の作成

作成する。

## 9 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

## 10 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者の行った入札
- (2) 入札金額が明瞭でない場合及び入札者が誰であるか識別しがたい場合
- (3) 入札に関する条件に違反した場合
- (4) 電報、電話及びFAXによる入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

## 11 その他

- (1) 郵便による入札については、平成31年2月26日（火）17時00分まで必着とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名及び「入札書在中」と朱書きで記載すること。なお、事前に郵送等により入札する旨の連絡をし、発送者の責により到着を確認するものとする。
- (2) 入札に参加するものは、入札までに資格決定通知書の写しを提出すること。
- (3) 適合証明書は、平成31年2月25日（月）までにFAXにより送付し、入札までに原本を提出すること。
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (5) 問い合わせ先

〒331-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-11-15  
自衛隊埼玉地方協力本部 総務課会計班 税所  
TEL・FAX（手動切替） 048-831-6043

自衛隊埼玉地方協力本部仕様書		
物品番号	仕様書番号	
電気の供給	第31-11号	
	作成	平成31年2月 日
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊埼玉地方協力本部

## 1 総 則

この仕様書は、浦和地方合同庁舎において使用する電気の供給について規定する。

## 2 一般事項

この仕様書の内容に疑義が生じた場合又は明示がない場合は、契約担当官等と協議のうえ内容を確認することとする。

## 3 概 要

### a) 場 所

埼玉県さいたま市浦和区常盤4-11-15 浦和地方合同庁舎

### b) 業種及び用途

官公署（国家事務）

## 4 仕 様

### 4.1 供給電気方式等

- a) 供給電気方式 : 交流3相3線式
- b) 供給電圧（標準電圧） : 6,000ボルト
- c) 計量電圧（標準電圧） : 6,000ボルト
- d) 標準周波数 : 50ヘルツ
- e) 供給方式 : 1回線受電

### 4.2 契約電力及び予定使用電力量

- a) 契約電力 : 80キロワット

（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により測定し、算定された値が原則としてこれを超えないものとする。）

- b) 予定使用電力量 : 211,900キロワット時

（月別の予定使用量は、表1による。）

### 4.3 実績最大電力及び実績使用電力量

- a) 実績最大電力 : 80キロワット

（月別の実績最大電力は、表2による。）

- b) 実績使用電力量 : 220,167キロワット時

（月別の実績使用電力量は、表3による。）

#### 4.4 契約期間

平成31年4月1日の0時から平成32年3月31日の24時まで

#### 4.5 電力量等の検針

##### a) 自動検針装置

平成31年3月31日まで東京電力パワーグリッド株式会社が設置している。

##### b) 電力会社の検針方法

遠隔自動検針

#### 4.6 需給地点

東京電力パワーグリッド株式会社の供給用配電箱における東京電力パワーグリッド株式会社の母線と浦和地方合同庁舎の地絡遮断装置の電源側接続点

#### 4.7 電気工作物の財産分界点

東京電力パワーグリッド株式会社の供給用配電箱における東京電力パワーグリッド株式会社の母線と浦和地方合同庁舎の地絡遮断装置の電源側接続点

#### 4.8 保安上の責任分界点

東京電力パワーグリッド株式会社の供給用配電箱における東京電力パワーグリッド株式会社の母線と浦和地方合同庁舎の地絡遮断装置の電源側接続点

### 5 その他

- a) 力率は、自動力率調整装置を設置しており、契約期間中は100%を保持する予定
- b) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- c) 力率の変動、その他要因による電気料金の調整及び、仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件によるものとする。なお、入札価格の算定にあたっては、力率100%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調整に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- d) 電力供給における料金その他を算出する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - 1) 契約電力及び最大需用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - 2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - 3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- e) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については協議により定めること。

表 1－月別の予定使用量

(平成 3 1 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日)

季別	月別	月別合計
その他季	4 月分	15, 300 kwh
	5 月分	11, 500 kwh
	6 月分	17, 800 kwh
夏季	7 月分	19, 300 kwh
	8 月分	22, 900 kwh
	9 月分	21, 900 kwh
その他季	1 0 月分	17, 900 kwh
	1 1 月分	15, 200 kwh
	1 2 月分	15, 700 kwh
	1 月分	17, 900 kwh
	2 月分	18, 900 kwh
	3 月分	17, 600 kwh
合 計		211, 900 kwh

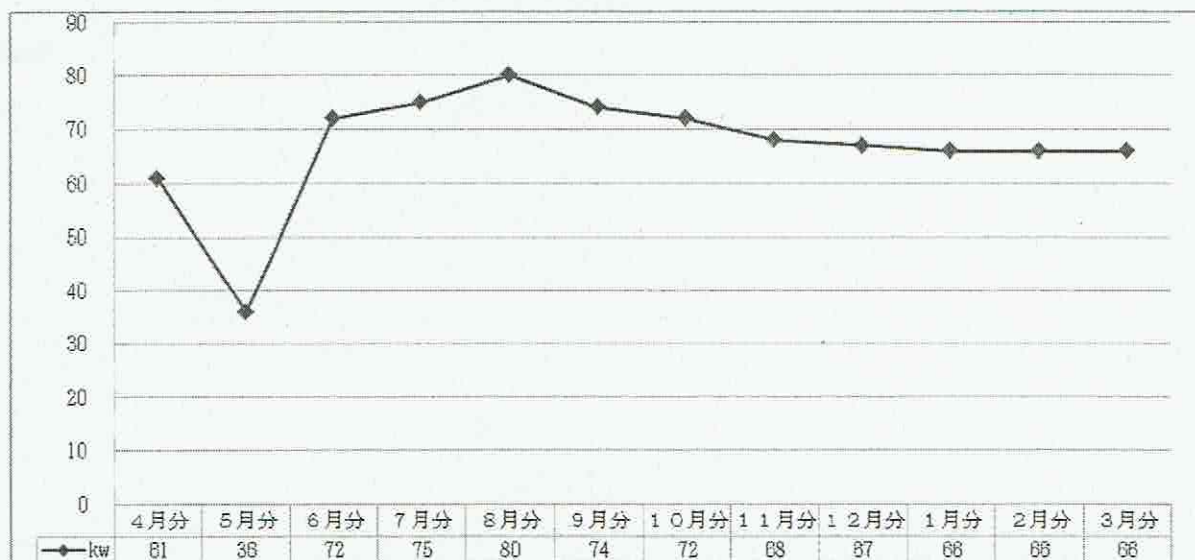
季別の定義

「夏季」 : 平成 3 1 年 7 月 1 日から平成 3 1 年 9 月 3 0 日までの期間

「その他季」 : 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 6 月 3 0 日及び  
平成 3 1 年 1 0 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの期間

表2-月別の実績最大電力

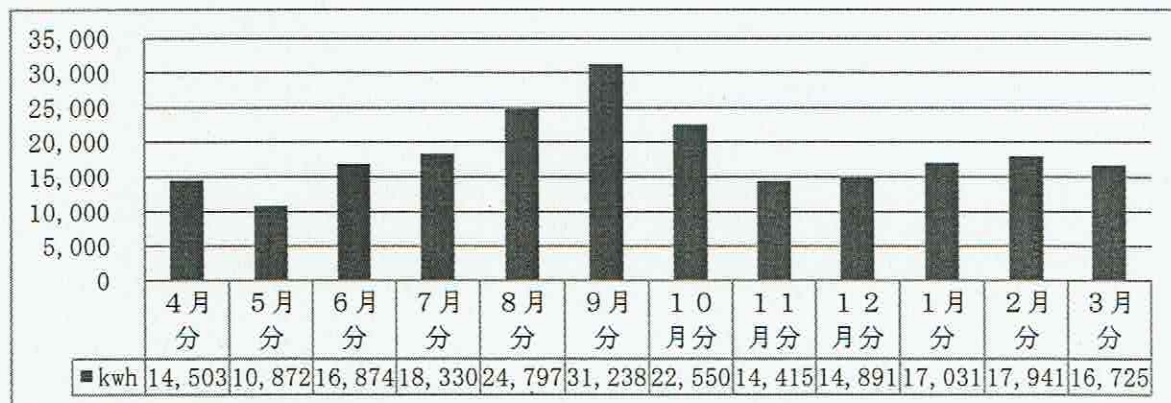
(平成30年4月分～平成31年3月分)



(2月、3月分は平成29年度実績)

表3-月別の実績使用電力量

(平成30年4月分～平成31年3月分)



(2月、3月分は平成29年度実績)